

令和 7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託により実施する「令和 7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業（以下「事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）」の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和 7（2025）年度栃木県心のサポーター養成事業業務委託

2 業務目的

本事業は、「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙 2「地域生活支援促進事業実施要綱」4（1）ト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実施要領」に基づく普及啓発等の実施により、精神疾患や精神障害に対する住民の理解を深め、精神疾患への偏見や差別を無くすとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に研修会を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8（2026）年 3 月 27 日（金）まで

4 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は 2,563,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

5 事業概要

- (1) 以下の内容を企画提案書に盛り込むこと。
 - ① 研修会の開催方法（オンライン、集合）及び全体のスケジュールを提示すること。
 - ② 企画内容を遂行するための人員体制
 - ③ 10～20 代及び行政職員を対象とした周知方法
 - ④ 情報セキュリティ対策
 - ⑤ 過去に教育関係機関と連携した業務実績
 - ⑥ 過去に類似の業務を行った実績
 - ⑦ 見積額（総額及び内訳を明記すること）
- (2) 心のサポーター養成研修(心のサポーター養成研修@とちぎ)

乙は、心のサポーターを養成するため、以下の業務を実施するものとする。

なお、心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルス等の問題を抱える家族や同僚等に対して傾聴を中心とした支援を行う者とする。

 - ① 養成目標人数：年間 500 人
 - ② 養成対象者：（ア）10～20 代の若者、（イ）県・市町等の行政職員、（ウ）その他
※上記、（ア）と（イ）については必ず対象者として計画に盛り込むこと
 - ③ 開催方法：オンライン研修または集合研修

- ④ **開催回数**：予め企画する年間 10 回(オンライン 7 回、集合 3 回)のほか、教育機関や行政機関から共催依頼があった場合は、8 回を上限に実施する。
- ・集合開催 3 回は、別表の県北、県央、県南の 3 地域で 1 回ずつ開催すること。
 - ・なお、共催依頼による開催回の役割分担は、以下のとおりとする。

依頼者側	研修会の周知、参加者名簿作成、開催方法の選定、会場の確保・会場準備（集合の場合）、オンライン環境の調整（オンラインの場合）
乙	講師調整、配付資料の準備、当日の進行、アンケートの実施、国・県への実施結果報告、国からの認定証の受領、対象者へ認定証の交付、アンケート結果集計分析

- ⑤ **開催時期**：令和 7 (2025) 年 7 月～令和 8 (2026) 年 3 月
- ⑥ **開催内容**：国のカリキュラム及び講義資料に基づき、共通研修（グループワークを含む）90 分と選択研修 30 分（「ストレスコーピングによるセルフケア」または「心の病気」のいずれか 1 つ）の合計 120 分実施
- ⑦ **講師の選定**：国が主催する「心のサポーター指導者養成研修」を修了し、かつ、5 つある選択研修の動画研修のうちいずれか一つ以上を受講完了した指導者に依頼をする。蛍光ペン

(3) 実施の流れ

実施準備	①研修計画の作成（研修方法の検討、講師の調整、会場の選定及び確保、選択研修の選定、周知チラシの作成 等） ②開催日時等を国の事務局へ報告 ③指導者へ依頼状等の送付 ④研修会開催の周知（HP の作成、SNS の配信等、受講者募集受付及び、問い合わせの対応） ※周知期間は遅くとも開催日の 1 ヶ月前から行うこと。 ⑤受講者名簿の作成（性別、年齢、受講者の職種、過去の受講実績の有無の項目を必ず入れること） ※職種については「住民、企業・団体、学生、行政、医療従事者、障害福祉サービス等従事者、介護従事者、その他（その他の場合、具体的な属性）に分類すること。 ⑥受講者宛てに資料等の印刷及び送付（集合の場合は研修当日に机上配布可） オンライン開催の場合は、URL 等を送付 ※資料及び URL の送付は遅くとも開催日の 5 日前までに送付すること。
研修会当日	①会場設営（集合開催）、機材設営（オンライン開催） ②受講者等からの連絡対応 ③受講者受付 ④司会進行 ⑤資料配付 ⑥受講確認（オンラインの場合、研修開始 15 分、研修終了 15 分前の 2 回、カメラをオンにしてもらい受講していることを確認すること） ⑦アンケートの実施（講義内容、講義時間、講師及び各講義の評価等を項目とする）

実施後の対応	①指導者へ謝金等の支払い ②国の指定する様式（報告書）にて、実施ごとに報告書を作成し開催日から1週間以内に甲及び国が設置する心のサポーター養成事務局宛てに提出 ③国の事務局から送られた認定証データを受領し受講者宛てに配布 ④アンケートを集計・分析し甲に提出する
--------	---

(4) 教育機関や市町と共催する研修会の運営及び講師派遣調整

乙は、甲が教育機関や市町と「心のサポーター養成研修」の共催依頼を受けた場合、甲と協議の上、必要に応じて、その研修会に講師を派遣や運営を行う。

6 留意事項

(1) 研修日時・研修場所・受講者の決定方法

- ① 研修日時及び研修場所は、甲と協議の上、決定する。
- ② 乙は、希望者からの申込みを受け、受講者を決定し、受講者に対して受講案内を通知する。

(2) 受講経費

- ① 受講料は無料とする。
- ② 受講に要する経費（交通費等）は、受講者負担とする。

(3) 業務責任者の報告

乙は、業務に関する責任者を書面により甲に報告する。
 なお、責任者を変更した場合も同様とする。

7 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、受講者名簿のファイルデータにパスワードを設定する等、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、甲に提出すること。
- (4) 乙は、本業務委託の実施に当たり、本仕様書に定める事項及び定められた事項以外に疑義が生じたときは、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うこと。
- (5) 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
 ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議の上、その一部を再委託することができる。

別表（5（2）関係）

	県北地域（9市町）	県央地域（8市町）	県南地域（8市町）
対象市町	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不

可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。